

1 5 建設負担水量の調整

2 (1) 建設負担水量

3 府営水道料金は、建設負担料金と使用料金の二部料金制を採用しています。その内、固定費に相
4 当する経費を回収するのが建設負担料金であり、その建設負担料金の算定基礎となるのが建設負担
5 水量です。（資料 4-5-1-1,2）

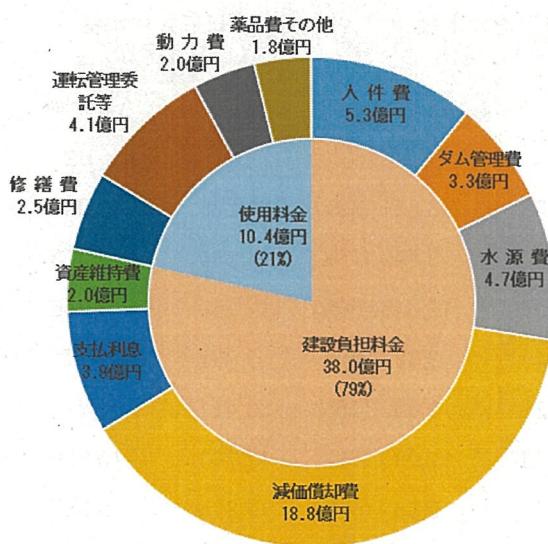
建設負担水量とは、府営水道の水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公正・公平に分かつため、府営水道と受水市町で協議の上、決定した水量です。

【資料 4-5-1-1 供給料金の概要】

料金制度：二部料金制

建設負担料金	既に投資した水源開発や施設整備等に係る経費（固定費）を負担する料金
使用料金	薬品費や動力費をはじめ、固定費に属さないその他の費用（変動費）を負担する料金

【資料 4-5-1-2 現行料金算定期間(R2～R6)の1年当たりの費用内訳】



1 (2) 建設負担水量の調整

2 建設負担水量の負担割合について、受水市町との調整が課題となっています。建設負担水量は、
3 受水市町からの要望に基づき実施した水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公平・公正に分
4 かつたため、府営水道と受水市町と協議の上決定した水量であり、その経緯は十分に踏まえなくては
5 なりません。しかし、受水市町が当初計画していた水需要が伸び悩んだことにより、一部の市町で
6 は仮に府営水道を100%使用したとしても、水需要が建設負担水量に充たない状況が発生してい
7 ます。(資料4-5-2-1)

8 この状況に対し、各受水市町の建設負担水量を見直した場合、負担のバランスが変わり、不公平
9 な現状変更となる可能性があるため、受水市町全体による慎重な議論が必要となります。これまで
10 の受水市町の負担のバランスを維持するのか、今後の水需要を考慮した建設負担水量への見直しを
11 実施するのか等、受水市町間の公平性も考慮しつつ、その調整をいかに図るかが課題となっています。

13 第2次答申では、建設負担水量の調整について、府営水道と受水市町全体での適正な施設整備の
14 あり方の検討と合わせて、受水市町の理解を得ながら、十分な準備期間をとり慎重に検討すべきと
15 示されています。(資料4-5-2-2)

16 なお、現在は、府営水道を100%使用したとしても建設負担水量に充たない市町と、水需要が
17 増加している市町との間で暫定的な建設負担水量の融通を行っています。

19 R3数値に今後更新

20 【資料4-5-2-1 府営水の利用状況】

21 府営水の利用状況

(単位:m³/日)

建設負担水量	一日平均給水量 (R元実績)		一日最大給水量 ※ (R元実績)		府営水利用状況 (建設負担水量に対する割合)		
	A	B1	うち府営水		b1/A	b2/A	
			B2	b2			
宇治市	62,800	56,509	38,851 (69%)	61,326	43,084 (70%)	62%	69%
城陽市	14,100	21,501	3,499 (16%)	24,394	10,413 (43%)	25%	74%
八幡市	19,900	20,107	12,046 (60%)	22,962	14,846 (65%)	61%	75%
久御山町	11,200	7,343	3,837 (52%)	9,032	6,172 (68%)	34%	55%
京田辺市	12,500	21,422	9,658 (45%)	23,417	11,721 (50%)	77%	94%
木津川市	12,500	16,503	12,085 (73%)	17,743	13,356 (75%)	97%	107%
精華町	11,000	11,035	5,667 (51%)	12,215	6,885 (56%)	52%	63%
向日市	12,700	15,791	7,631 (48%)	17,146	9,446 (55%)	60%	74%
長岡京市	26,000	24,742	13,504 (55%)	27,189	16,201 (60%)	52%	62%
大山崎町	7,300	4,700	2,746 (58%)	5,181	4,474 (86%)	38%	61%
合 計	190,000	199,653	109,524 (55%)	-	-	58%	-

※各受水市町の日最大給水量は発生日が違うため、合計していない。

※木津川市の給水量は旧木津町分を記載している。

1 【資料 4-5-2-2 第2次答申】
2

3 第2次答申（令和元年12月）
4

5 建設負担水量の調整については水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公平・公正に分か
6 つため、府と受水市町と協議の上決定した水量であり、変更には慎重な取扱いが必要である。

7 また、府営水道の給水区域において、今後、水需要の減少と給水原価の上昇が見込まれる中、
8 府営水道と受水市町全体での適正な施設整備のあり方の検討が必要であり、こうした取組が進
9み、現在の受水割合や施設規模、配置の見直しが具体化していく中で、建設負担水量の見直しも
10 合わせて検討すべきである。

11 建設負担水量の変更は、受水市町の理解を得ることが前提であるとともに、十分な準備期間を
12とりながら実施していくことが望ましい。

13

14

15 (3) 水量調整の方向性の合意に向けて

16 ここまで記載のとおり、建設負担水量の調整については、受水市町間での融通により暫定的な
17 対応を行いながら、適切な建設負担水量の負担のあり方について、受水市町と議論を重ねてまいり
18 ました。

19 令和3年度にも受水市町ヒアリングを開催し、受水市町からの意見を直接ヒアリングしました。
20 受水市町の一部では、建設負担水量を実績に応じた水量で見直すことを求める声がある一方で、当
21 初の要望水量を根拠として決められた負担割合には妥当性があるとする意見もあり、水量調整につ
22 いては受水市町の間でも考え方方が異なっている状況でした。（資料 4-5-3-1）

23 【資料 4-5-3-1 受水市町ヒアリングでの意見】
24

25 受水市町ヒアリングでの意見（令和3年6月）
26

- 27 日最大給水量や府営水受水量などの実績に応じた水量で調整し、定期的な見直しをすべき。
- 28 当初の要望水量を根拠として決められた負担割合には妥当性があるため、負担割合を維持した
29 上で水量を見直し、実受水量と建設負担水量の乖離を圧縮してほしい。
- 30 利用実績による水量見直しを行った場合、府営水道の利用率低下（単価上昇）につながることを
31 懸念。
- 32 水量見直しによる負担割合変更で費用が増加することは受け入れられない。
- 33 利用実績に応じた料金優遇策を検討されたい。

34

35 府営水道では3浄水場の接続による広域水運用の実施による給水の安定性向上や料金統一による
36 料金水準の安定化及び未利用水源費の減損損失による受水市町の負担軽減など長年の課題を順次解
37 決し、府営水道と受水市町が持続可能で効率的な経営を行っていくための体制作りを進めてきました。
38 そのような中、建設負担水量の調整は、答申において、検討すべきとされながら解消には至って
39 いた。

1 いない課題です。

2 3浄水場の中で一番新しい乙訓浄水場でも供用開始から20年以上が経過しており、建設負担料
3 金の基礎となる施設や水源に関する資産の償却が進んでいる状況です。

4 また平成12年をピークとした水需要の減少、府営水道の水源の一体化や、料金水準の統一など、
5 3浄水場を建設し給水を開始した当時の状況からは事業環境が大きく変化しており、受水市町の共
6 通の財産である府営水道を支えていくための費用負担のあり方についても議論を進めていく時期に
7 あるといえます。

8 しかし、建設負担水量の調整は各受水市町の料金負担に影響を与えるため、慎重な検討と受水市
9 町の理解が不可欠です。府営水道では、適正な施設整備のあり方の検討も踏まえ、全受水市町の納
10 得が得られる水量の調整方法を引き続き模索し、本ビジョンの計画期間内に水量調整の方向性の合
11 意を目指して、受水市町との議論を進めてまいります。

12 府営水道としては、以下の考慮すべき点のバランスを図りながら調整を図ってまいります。(資料
13 4-5-3-2)

14 【資料 4-5-3-2 建設負担水量の調整にあたり考慮すべき点】

15 過去の府営水道要望経過を考慮

16 建設負担水量は、市町の要望に基づき実施された水源開発や施設整備の投資にかかる負担
を、市町で公平・公正に分かつため協議の上決定した水量であり、今後も応分の負担が求め
られている。

17 水需要の変動を考慮

社会情勢の変化などから水需要が変動し、建設負担水量と受水量の乖離について、市町間
の差異が拡大しており、水量決定から長期間を経過していることもあり、再設定が求めら
れている。